

体制整備支援セミナー

障害者権利条約が本年2月に我が国について発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定です。これにより国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となります。

本セミナーは、同法における合理的配慮規定等の施行にむけて、各大学等の皆様がこの問題への対応についてのノウハウを取得して役立てていただくために実施するものです。

本セミナーでは、内閣府の基本方針策定に係る直近の状況や文部科学省の取り組みについて説明した後、下記のプログラムにより講演を行います。

本セミナーは、今後、全国の各ブロックで開催する予定ですが、今年度は、他のブロックに先駆けて、北海道地区、東北地区で開催いたします。

東北	開催日時	平成26年11月 5日（水） 13:30～16:30
	会場	東北大学 片平キャンパス さくらホール （宮城県仙台市）

北海道	開催日時	平成26年11月10日（月） 13:00～16:00
	会場	北海道大学 学術交流会館 大講堂 （北海道札幌市）

ープログラムー

■文部科学省 行政説明

■講演1 「大学等における障害学生修学支援の体制整備と今後の課題」

筑波大学 教授 竹田一則 氏

■講演2 「発達障害のある学生への対応について（仮）」

富山大学 教授 齋藤清二 氏

■日本学生支援機構

「障害のある学生への支援・配慮事例調査」や
「大学等における障害のある学生の修学
支援に関する実態調査結果」の分析報告

今後、大学で必要となる合理的配慮の参考となるよう、本年度JASSOが実施している事例の調査結果や障害学生支援の実態調査結果の分析に関する報告をします。

